

▽発言原稿

神奈川県レッド・パージ反対同盟第13回総会発言（2013年10月23日）

下山房雄（神奈川県レパ反対同盟員）

提案されている運動方針案に賛成いたします。しかし運動発展のために、やや微妙な問題提起もいたしたいと考え、メモを準備しました。それを読みあげて発言いたします。

まず、戦後民主主義の時代的意義をレパと関連づけて確認したいと思います。極左潮流や市民主義潮流の中に「戦後民主主義は虚妄」とする思想があります。確かに、レッドパージが一典型ですが、極めて非民主主義的なことが民主主義の名で強行されることがあるので、その思想は全く間違いというわけにはいきません。しかし「戦後レジームを見直すことが日本を取り戻すことだ」と豪語しつつ極右政治を強行している安倍晋三の行状を考えれば、戦後民主主義は我々が擁護発展さすべき実質を備えており、単なる虚妄ではありません。戦前との違いを宮本顕治さんが「戦後は市民生活と革命運動が両立できる時代になった」という形で表現したことがあります。その通りです。私の先生の一人、江口英一さんは、未来社刊『現代の「低所得層」—「貧困」研究の方法』という一つの書物で、日本共産党から野呂栄太郎賞を受け、天皇から学士院賞を受けました。戦後民主主義はそういう積極的側面を含みます。

しかしその戦後民主主義の時代はいつから始まるのでしょうか。常識は、1945年8月15日からということでしょう。しかしそれは間違いです。明治の自由民権運動以来、日本には民主主義の思想と闘いがありましたが、その伝統は昭和の天皇制ファシズムのもとで、極めて小さな部分に押し込められてしまい、8.15の日本帝国主義敗北を契機に爆発的に広がるというわけにはいきませんでした。治安維持法の廃止は、占領軍の解放指令を経ての10月15日でした。哲学者三木清が豊多摩刑務所で獄死したのが9月26日です。

占領軍の解放指令があって、共産主義運動、そして共産主義者の主導する労働組合運動が「遼原の火のように」拡大したのです。しかし、全面冷戦そして朝鮮戦争を始めとする部分熱戦の時代は、日本にレッドパージという民主主義破壊をもたらしました。日本を占領したアメリカは、中ソと対抗する日本を構築するために、極右戦犯勢力を呼び戻しました。フランスと同盟するために、ナチスを批判する姿勢を貫かねば、保守支配層の位置に立てなかったドイツとの大きな地政学的違いです。全面冷戦部分熱戦の世界体制の開始は、ヨーロッパでもレッドパージを呼び起こしましたが、イタリア、フランスとも、共産主義者が主導する最大労組ナショナルセンター＝労働総同盟（CGT,CGIL）は維持され、今日でも最大労組ナショナルセンターです。

しかし、日本では共産主義者が主導する産別会議は極少数化され解散に追い込まれました。レッドパージに対抗して上手く闘えなかったのです。初めは工場オフィスレベルで闘い、ついで60-70年代に裁判闘争を闘ったわけですが、勝利できませんでした。レパ被害当事者が80

歳から90歳代に差し掛かった現在、レパ反対運動になお再挑戦せねばならぬ所以です。

私の考えでは、国民人民の自力による戦後民主主義の実質的構築は、いったんレッドページで敗退させられた労働運動の再興過程のもとで行われてきたのです。「歴史の弁証法」と言うのでしょうか、占領軍肝煎りで生まれた反共ナショナルセンター総評は、大衆的賃金闘争＝春闘で日本の賃金水準を左右する力を付けてきたのみならず、再軍備反対の平和闘争、年金改善などの社会保障闘争、松川裁判などの権利闘争で成果を挙げるようになり、その中で共産主義潮流も確実に力を回復してきました。その後の曲折—政治戦線では70年代の「第二の反動攻勢」、産業戦線では不当労働行為による60年代の大独占労組の会社組合化、および80年代央の「臨調行革」＝国鉄民営化による官公労組への打撃によって、日本資本主義はストなし社会、好況期にも賃金低下という特異な構造になってしまいました。がしかし、戦後民主主義はゼロになったわけではありません。安倍晋三が躍起になって潰すと言う対象になっているようにです。

こう考えると、明治維新以来の日本資本主義社会は敗戦→解放指令の1945年で区切られるのでは無くて、レパの1949-50年で区切られるのではと考えもします。近年の明神勲さんの研究で、日本の政府・資本家がレパ遂行の従犯どころでは無くて、アメリカ占領軍と並ぶ正犯だったことが明らかになったうえでは、その考えが一層強まります。因みに「第二の反動攻勢期」など、反共攻撃が吹き荒れるときに想起される史実は、戦前の治安維持法時代の事例が半分、レパ時代の事例が半分でした。

こう考える私は、治安維持法同盟とレパ反対同盟の組織合併による運動強化を検討するべきではないかと問題提起いたします。

あとはやや小さい問題提起ですが二点、追加的に申し上げます。一つは、団体署名—この用紙を私は見たことがありませんが……を日本共産党の中間機関、基礎組織からも上げるように同盟員は尽力すべきではないかということです。中央からお許しを得る必要があるとの意見が出て、賛成多数にならぬ可能性が大きいと思いますが、議論がなされるだけでも運動に寄与します。ページされた当の共産党の全体が頑張らねばこの運動は広がりません。

第二は、毎年同じ文面での署名に特定個人が何度も署名できるのかとの誤解は無いのだろうかという疑問です。私が世話人代表を務めている「えびな九条の会」でも、毎年、九条護憲の趣旨での国会請願署名を近年行ってきていますが、毎年、文面を改め、用紙の色も変え、提出する国会会期が変われば何度でも同趣旨での署名提出をして構わないのですとややくどく説明します。その種の配慮は、レパ反対運動では不要なのでしょうか。ご検討下さい。